

令和6年 12月 10日

大阪社会福祉士会 会員各位

公益社団法人 大阪社会福祉士会  
会長 前川阿紀子

### 大阪社会福祉士会 成年後見人等の受任に関する注意喚起

日頃より当会の活動にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、当会では「成年後見人材養成研修」を修了した「ぱあとなあ登録会員」の成年後見人等の受任について、大阪家庭裁判所等と連携し、受任調整及び支援困難事例や苦情についての対応などの活動支援を実施しております。

成年後見人等の受任について、大阪社会福祉士会相談センター規則では、家庭裁判所の依頼を受けて、「ぱあとなあ登録会員」のうちから推薦を行うこととなっています。しかしながら、近年、ぱあとなあの推薦を経ない受任（以下、自薦）や、「ぱあとなあ登録会員」以外の会員から成年後見人等を受任する事態が発生しています。

この度、改めて会員の皆様には、「自薦」及び「ぱあとなあ登録会員」以外の会員の成年後見人等の受任は認めていないことを、正式にお伝えいたします。

#### 【自薦及びぱあとなあ登録会員以外の受任を認めない理由】

大阪家庭裁判所との申合せにより、専門職後見人としての社会福祉士の成年後見人等の受任は、ぱあとなあの推薦を経て受任した者に限定することとなっているため。

苦情対応や困難事案発生時の対応において、家庭裁判所や関係機関との連携が不可欠であり、推薦を経ない受任は、活動実態を把握できず、組織的対応が困難となるため。また、損害保険の対象外となり、被後見人等の不利益に繋がりにくい。

当会が定める養成研修や継続研修を受講することで、専門職後見人としての質の担保する必要があるため。

#### 【会員の皆様へお願い】

自薦及び「ぱあとなあ登録会員」以外の成年後見人等の受任は、相談センター規則に違反する行為であり、ご遠慮ください。

#### 【添付（根拠）資料】

相談センター規則（抜粋）

相談センター実施細則（抜粋）

大阪家庭裁判所とも本件について再確認し、「自薦」及び「ぱあとなあ登録会員以外」の受任を認めない方向で協議を進めています。

会員の皆様には、本趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

#### 【問合先】

大阪社会福祉士会 事務局

TEL：06-4304-2772